

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

中小企業子育て支援助成金

<対象者数、助成金額の拡充>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

会社で初めて育児休業取得者や育児短時間勤務利用者がした場合に支給される「中小企業子育て支援助成金」の支給内容が変更されました。支給対象者数や助成金額が拡充されています。今回は比較的申請しやすい当助成金をテーマに取り上げ、変更点ならびに支給要件について確認したいと思います。

1. 受給できる事業主

- (1) 社員数 100人以下 であること。
⇒ 短時間のパートの方などは除きます。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づき、「一般事業主行動計画」を作成し、届け出ること。
⇒ 一般事業主行動計画：仕事と子育ての両立を図る雇用環境の整備等についてまとめた行動計画書。301人以上雇用する事業主には届出義務あり(平成23年4月1日より従業員数101人以上の企業へも義務化)。
* 平成21年4月1日以降に行動計画を作成する場合、行動計画の公表、従業員への周知が必要となります。
- (3) 就業規則に育児休業、育児短時間勤務制度に関する規定があること。
- (4) 平成18年3月31日までに育児休業取得者、短時間勤務利用者が出ていないこと。
⇒ 今回が 初めてのケース であることが条件です。
- (5) 対象者が 6ヶ月以上の育児休業(短時間勤務) をし、復帰後6ヶ月以上勤務し就業実績があること。
- (6) 対象者が子の誕生日(短時間勤務開始日)までに1年以上雇用していた従業員であること。

2. 受給できる額

	育児休業	短時間勤務(利用期間で変動)
1人目	100万円	6ヶ月以上1年以下 60万円
		1年超2年以下 80万円
		2年超 100万円
2人目～5人目	80万円	6ヶ月以上1年以下 40万円
		1年超2年以下 60万円
		2年超 80万円

助成金対象者は今まで2人目まででしたが、今回の改正で5人目まで対象となりました。助成金額も2人目以降の金額が20万円ずつ増額されています。

(例1) 1人目が育児休業を取得、2人目は短時間勤務(1年半)を利用した。

100万+60万=160万円

(例2) 初めて育児休業を取得した人が、復帰後短時間勤務を利用した。

⇒ 同じ人は対象になりません。育児休業分の 100万円 のみもらえます。

(例3) 育児休業取得者が3人出た。

100万+80万+80万=260万円

* 今までは2人目まで計160万円の支給でした。

なお、支給対象は平成24年3月末までに育児休業(短時間勤務)を開始した人です(変更される可能性もありますが)。

3. 申請のタイミング

【育児休業】

期限：復職後6ヶ月経過した日の翌日から3ヶ月以内

【短時間勤務】

期限：開始後6ヶ月経過した日の翌日から3ヶ月以内

* (財)21世紀職業財団に所定の必要書類を提出します。

4. 【確認】育児休業取得者がもらえる給付

会社が受け取る助成金とは別に、育児休業を取得した本人が受け取れる公的給付について確認します。

(1) 雇用保険育児休業基本給付金

子が1歳(特例で1歳半)になるまで、育児休業中、休業前の給与の約3割が支給されます。

(2) 雇用保険育児休業者職場復帰給付金

育児休業終了後、(1)の育児休業給付金の支給期間に応じて、休業前の給与の約2割がその休業期間分まとめて支給されます。

⇒ 平成22年4月1日以降に育児休業を開始する人については、職場復帰給付金がなくなり、全額(5割分)育児休業中に支給されることになりました。

育児休業期間中は社会保険料が本人、会社ともに免除されますので、忘れずに申請をします。また、育児休業復帰後の月額変更届、厚生年金計算特例申請等、育児休業者には社会保険上で一定の優遇措置が認められていますので、もれなく手続きを行いましょう。

ご不明な点がありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・社会保険算定基礎届の提出
- ・賞与支払届の提出(7月賞与)

● コラム ●

衆議院総選挙の日が近づいてきました。民主党が政権を取ったら、子育て支援の一環で今回の助成金もさらに拡充されるかもしれません。使用者としての責務も増すと思われそうですが。月刊誌「経理ウーマン8月号」に記事を書きました。テーマは「時間外手当で迷わない、トラブらないためのQ&A」です。定期購読されている方がいらっしゃいましたら、私の記事もご覧になってみてください。(山口)